

ひろしま木づかい推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ひろしま木づかい推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県産木材に係る川上から川下までの全ての関係者との協議を行い、県産木材の利用促進に関する取組状況を共有した上で、取組内容の検討・検証を行うことにより、総合的な県産木材の利用促進を推進させることを目的とする。

2 協議会は、「広島県県産木材利用促進条例（平成30年広島県条例第48号）」（以下「条例」という。）第11条に規定する「県産木材の利用の促進に関する指針（平成31年3月29日策定）」（以下「指針」という。）第4章1の体制の整備としての地位を有する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県産材の安定供給の推進に関すること
- (2) 県産材の加工・流通体制の整備に関すること
- (3) 県産木材の利用の促進に関すること
- (4) 木質バイオマスの利活用の促進に関すること
- (5) 普及啓発に関すること
- (6) 人材育成に関すること

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者
- (2) 県産木材の利用の促進の取組に賛同する事業者及び教育機関
- (3) その他、協議会において認められたもの

2 協議会の活動に連携・協力する団体等として市町、賛同する事業者等による協力委員を置くことができる。ただし、協力委員は協議会における議決権を有しないものとする。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名以内
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(役員報酬)

第7条 協議会の委員は、無報酬とする。

(会議の種類)

第8条 会議は、総会及び運営委員会のほか、専門部会とする。

(総会)

第9条 協議会の目的を達成するため、会長の招集により、総会を年1回開催する。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会は、委員の過半数の出席により成立する。

4 総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、代理人を出席させた委員は、総会に出席したものとみなす。

6 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画の決定に関すること。

(2) 事業報告の承認に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 入会申込の承認に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

7 総会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 やむを得ない理由のために総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決し、または他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決者または表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

9 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

10 会長がやむを得ないと認めるときは、書面により総会を開催することができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、委員により構成し、必要に応じて開催するものとする。

2 運営委員会は、会長が招集するものとする。

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 取組内容の検討・検証に関すること。

(3) 優秀な木材利用に対する表彰制度の検討・実施に関すること。

(4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(専門部会)

第11条 協議会の目的を達成するため、運営委員会の下に、具体的な活動を企画・実践する団体等で構成する専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、別表に掲げる専門分野毎に、目的に応じ構成する委員で組織する。

- 3 部会長は、専門部会の委員の互選により選出し、専門部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 専門部会は、部会長が招集するものとし、必要に応じて開催するものとする。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、広島県農林水産局林業課内に置く。

附 則

- 1 この規約は、令和元年11月29日から施行する。

別表

【専門部会】

専門分野	内容
研究・教育	木材利用に関する調査研究や教育に関すること
木造住宅	県産材を活用した木造住宅の建築等に関すること
非住宅	非住宅建築物の木造化・木質化に関すること
製品開発	木製品のブランド化など新たな高付加価値製品の開発に関する こと
バイオマス・環境	森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みづくりに関する こと
木育普及	木育活動や県産材利用の普及啓発に関すること